

国 地 契 第 4 号
国 官 技 第 1 4 号
国 営 計 第 1 9 号
平成15年4月15日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて
営繕部長

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について

国土交通省直轄工事における前金払については、「公共工事の代価の前金払について」（平成15年3月31日付け国官会第2763号）等により規定されているところであるが、予算決算及び会計令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）を受けたものとの契約については、当分の間、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、本通達の措置の対象となった場合においても、中間前金払及び部分払は引き続き利用できるもので、その積極的な活用が図られるよう留意されたい。

記

1. 工事請負契約書における取扱い

工事請負契約書第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。
工事請負契約書第34条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。
工事請負契約書第34条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替える。

2. 入札前の周知

入札説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する旨明記するものとする。

指名通知並びに公募型指名競争入札にあつては技術資料収集に係る掲示及び工事希望型指名競争入札にあつては技術資料の提出を求める際に送付する資料並びに現場説明書において、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする旨明記するものとする。

また、現場説明書においてはあわせて工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない旨を明記するものとする。

附則

この通達は、平成15年5月1日以降入札公告又は指名通知若しくは技術資料収集に係る掲示若しくは技術資料の提出を求める際に送付する資料の送付を行う工事に適用する。